

○伊奈町専用水道事務取扱規則

平成19年11月27日

規則第42号

改正 平成28年3月30日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に定めるもののほか、専用水道事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請等の様式)

第2条 法の規定に基づく次の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 法第33条第1項に規定する専用水道布設工事の設計が施設基準に適合する者である確認の申請 伊奈町専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式）

(2) 法第33条第3項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときの届出 伊奈町専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（第2号様式）

(3) 法第33条第5項に規定する専用水道布設工事の設計が施設基準に適合することを確認した通知 伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書（第3号様式）

(4) 法第33条第5項に規定する専用水道布設工事の設計が施設基準に適合しないと認めるとき、又は適合するかしないかを判断することができないときの通知 伊奈町専用水道布設工事設計不適合通知書（第4号様式）

(5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項に規定する専用水道を使用して給水を開始しようとするときの届出 伊奈町専

用水道給水開始届出書（第5号様式）

（水道技術管理者設置の届出）

第3条 専用水道の設置者が法第34条第1項において準用する法第19条の規定による水道技術管理者を設置し、又は変更したときは、伊奈町専用水道技術管理者設置（変更）届出書（第6号様式）により町長に届け出なければならない。

（休止の届出）

第4条 専用水道の設置者は、専用水道施設を一定期間休止するときは、速やかに、伊奈町専用水道休止届出書（第7号様式）により町長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第5条 専用水道の設置者は、専用水道施設を廃止したときは、速やかに、伊奈町専用水道廃止届出書（第8号様式）により町長に届け出なければならない。

（給水の緊急停止の届出）

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条の規定による給水の緊急停止を行ったときは、伊奈町給水緊急停止届出書（第9号様式）により町長に届け出なければならない。

（台帳の備付け）

第7条 町長は、専用水道台帳（第10号様式）を備え付け、専用水道に関する所要事項を記載し、その現況を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に埼玉県専用水道規制事務取扱要綱の規定により専用水道布設工事の設計が施設基準に適合している確認を受けた者は、第2条第3号の専用水道布設工事設計確認通知書の交付を受けた者とみなす。

附 則 (平成28年規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

伊奈町専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

専用水道の設置場所

専用水道の名称

住所

申請者

氏名

印

(法人又は組合の方は、主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号 ()

専用水道の布設工事について、設計の基準適合の確認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

工事設計書

連絡先

担当

電話

工事設計書

水道施設の名称 :

水道施設の所在地 :

- 1 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 2 水源の種別及び取水地点
- 3 水道の水量の概算及び水質試験の結果
- 4 水道施設の概要
- 5 水道施設の位置、規模及び構造
- 6 浄水方法
- 7 工事の着手及び完了の予定年月日

(添付書類)

- (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- (2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
- (4) 水源及び浄水場周辺の概況を明らかにする地図
(自己水源をもつ専用水道のみ)
- (5) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (6) 導水管、送水管、配水管及び給水管に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする
平面図及び縦断面図
- (7) 水理計算書
- (8) 主要な水道施設の構造計算書
- (9) 原水の水質試験成績書

第2号様式(第2条関係)

伊奈町専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所
申請者
氏名 印
(法人又は組合の方は、主な事務所の所
在地及び名称並びに代表者氏名)
電話番号 ()

次のとおり水道法第33条第3項に基づく記載事項の変更があったので届け出ます。

変更事項

旧	新

第3号様式(第2条関係)

発第 号
年 月 日

設置者住所
氏名 様

伊奈町長 印

伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計について、水道法第32条の規定により、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確認したので通知します。

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地

※この通知書は、申請者において大切に保管すること。

第4号様式(第2条関係)

発第 号
年 月 日

設置者住所
氏名 様

伊奈町長 印

伊奈町専用水道布設工事設計不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計について、次のとおり不適合とするので通知します。

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地
- 3 理 由
- 4 教 示 別添のとおり

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊奈町を被告として(被告の代表者は伊奈町長となります。)提起することができます。ただし、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第2条関係)

伊奈町専用水道給水開始届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名

印

(法人又は組合の方は、主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号

()

専用水道の布設工事が完成し、次のとおり給水を開始するので、水道法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 給水開始施設

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 施設概要

2 給水開始予定年月日

(添付資料)

- (1) 水道施設検査書
- (2) 浄水水質検査結果(写し)
- (3) 図面
 - ア 給水区域又は給水施設の位置を示す図面
 - イ 施設関係図面(平面図)

第6号様式(第3条関係)

伊奈町専用水道技術管理者設置(変更)届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名

印

(法人又は組合の方は、主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号

()

水道法第34条第1項で準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次のとおり水道技術管理者を 年 月 日付けで設置(変更)したので届け出ます。

専用水道施設名			
水道技術管理者名		勤務形態	専任・兼任
現住所			
連絡先		電話	
水道技術管理者としての資格内容	水道法施行令第6条第1項第 号		
勤務先		職名	勤務年数
主な従事業務			

(添付資料)

水道技術管理者としての資格を証明する書類

第7号様式(第4条関係)

伊奈町専用水道休止届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名

印

(法人又は組合の方は、主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号

()

次のとおり専用水道を 年 月 日付けで休止するので届け出ます。

専用水道施設名	
所在地	
休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止理由	

(添付資料)

伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書(写し)

第8号様式(第5条関係)

伊奈町専用水道廃止届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名

印

(法人又は組合の方は、主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号

()

次のとおり専用水道を 年 月 日付けで廃止したので届け出ます。

専用水道施設名	
所在地	
確認年月日	年 月 日
廃止理由	

(備考)

- 1 確認年月日の欄は、伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書の通知日を記入すること。
- 2 伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書(原本)を添付すること。

第9号様式(第6条関係)

伊奈町給水緊急停止届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名

印

(法人又は組合の方は、主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号

()

次のとおり 年 月 日付けで給水の緊急停止を行ったので届け出ます。

専用水道施設名	
専用水道設置場所	
停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
停止の理由	

第10号様式(第7条関係)

(第1面)

伊奈町専用水道台帳

市 町 村 名						No.	
施 設 名							
所 在 地							
設 置 者		氏名又は名称及び代表者名		住 所		電話番号	
創 設 時							
現 在							
確認(届出)年月日		年 月 日		発第 号		確認・届出	
居 住 人 口		確認時 人(世帯)		しゅん工年月日		年 月 日	
給 水 能 力		1日最大給水量 □/日		1日平均給水量 □/日		うち飲 用水等の1日最大給水量 □/日	
給 水 能 力		うち飲用水等の1日最大給水量 □/日		用水等の1日平均給水量 □/日			
施 設 用 途 1集合住宅 2学校 3病院 4商業施設 5旅館等 6レジャー施設 7その他()							
施 設 の 概 要				管 理 の 状 況			
原 水 の 種 別	1 水道事業体の水		有 ・ 無		維 持 管 理	1 設置者が実施	
	2 井戸水		1 急速ろ過方式			2 委託	
	ア浅井戸 m 本	浄 水 方 法	2 緩速ろ過方式		委託先:		
	イ深井戸 m 本		3 除Fe/Mn設備		有 ・ 無		
	3 表流水又は伏流水 (河川名)		4 膜ろ過方式		氏名		
	4 その他()		5 滅菌装置のみ		所属		
	併用 有()・無		6 その他()		所属住所		
			施設能力 □/日		資格	1 水道法施行令第6 条第1項 号該当	
口径25mm以上の導管の延長		1 1500m超 2 1500m以下		水 道 技 術 管 理 者	専・兼別	専任・兼任	
受 水 槽 の 規 模		設置数 基(槽式)			専従職員	1 有(人)	
受 水 槽 の 規 模		有効容量 □				2 無	
配 水 方 法		1 ポンプ圧送(台)					
		高架水槽(有 ・ 無) 基					
		圧力水槽(有 ・ 無) 基					
		2 自然流下式					
給水フローチャート							
備 考							

(第2面)

設置者	氏名又は名称及び代表者名		住 所		電話番号
水道技術管理者	氏 名	所 属	所 属 住 所	資 格	専・兼別
				施行令第6条第1項 号	兼・専
				施行令第6条第1項 号	兼・専
				施行令第6条第1項 号	兼・専
				施行令第6条第1項 号	兼・専
				施行令第6条第1項 号	兼・専
				施行令第6条第1項 号	兼・専
				施行令第6条第1項 号	兼・専
				施行令第6条第1項 号	兼・専
受水槽の規模	設置数	基 (槽式)	有効容量	<input type="checkbox"/>	
	設置数	基 (槽式)	有効容量	<input type="checkbox"/>	
監 視 記 録					
年 月 日					
給水人口	人		人		人
水質検査	省略不可項目 回/年 その他	省略不可項目 回/年 その他	省略不可項目 回/年 その他	省略不可項目 回/年 その他	
健康診断	実 施 ・ 未実施		実 施 ・ 未実施		実 施 ・ 未実施
衛生上の措置	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□		良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□		良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□
管理記録等の保管	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無
指導事項					
備 考					

注)1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する10項目及び定期的水質検査で基準値の10%を超える項目(消毒副生成物及び農薬類を除く)

2 「残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入すること。

(第3面)

監視記録			
年 月 日			
給 水 人 口	人	人	人
水 質 検 査	省略不可項目 回/年 その他	省略不可項目 回/年 その他	省略不可項目 回/年 その他
健 康 診 断	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施
衛 生 上 の 措 置	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□
管理記録等の保管	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
指 導 事 項			
備 考			
監視記録			
年 月 日			
給 水 人 口	人	人	人
水 質 検 査	省略不可項目 回/年 その他	省略不可項目 回/年 その他	省略不可項目 回/年 その他
健 康 診 断	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施
衛 生 上 の 措 置	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/□
管理記録等の保管	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
指 導 事 項			
備 考			

注)1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する10項目及び定期的水質検査で基準値の10%を超える項目(消毒副生成物及び農薬類を除く)

2 「残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入すること。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 2 条関係)

第 3 号様式 (第 2 条関係)

第 4 号様式 (第 2 条関係)

第 5 号様式 (第 2 条関係)

第 6 号様式 (第 3 条関係)

第 7 号様式 (第 4 条関係)

第 8 号様式 (第 5 条関係)

第 9 号様式 (第 6 条関係)

第 1 0 号様式 (第 7 条関係)